

平成20年4月スタート

# 後期高齢者医療制度 (長寿医療制度)

## の お知らせ



平成20年4月から『後期高齢者医療制度』がスタートしました。この制度では、加入者一人ひとりが保険料を納めることになります。

みなさんの保険料等についてお知らせします。

## ● 制度の加入者(被保険者)

秋田県内にお住まいの

- ・ 75歳以上の方
- ・ 65歳～74歳の一定の障害がある方  
(届出が必要です)

### 後期高齢者医療制度の対象となるとき

- ・ 制度開始時に75歳以上の方は、平成20年4月1日から
- ・ それ以外の方は、75歳の誕生日から
- ・ 65歳～74歳の一定の障害がある方は、広域連合に申請し認定を受けた日から

### 例

誕生日が **8月21日**  
8月21日の方 ▶ から加入



### 後期高齢者医療制度の障害の認定を受けるための届出

後期高齢者医療制度の障害の認定を受けようとする方は、現在お持ちの保険証と障害年金証書、または身体障害者手帳等を持って市町村の窓口へ届けてください。

保険証

+

このうちどれかひとつ

障害年金証書

身体障害者手帳  
(療育手帳等を含む)

# ●制度を運営するのは

秋田県内の全ての市町村が加入する『秋田県後期高齢者医療広域連合』が運営主体となります。

## 広域連合が行うこと

- 保険料の決定
- 医療費等の支払い(給付)
- 被保険者の認定
- 保健事業の実施

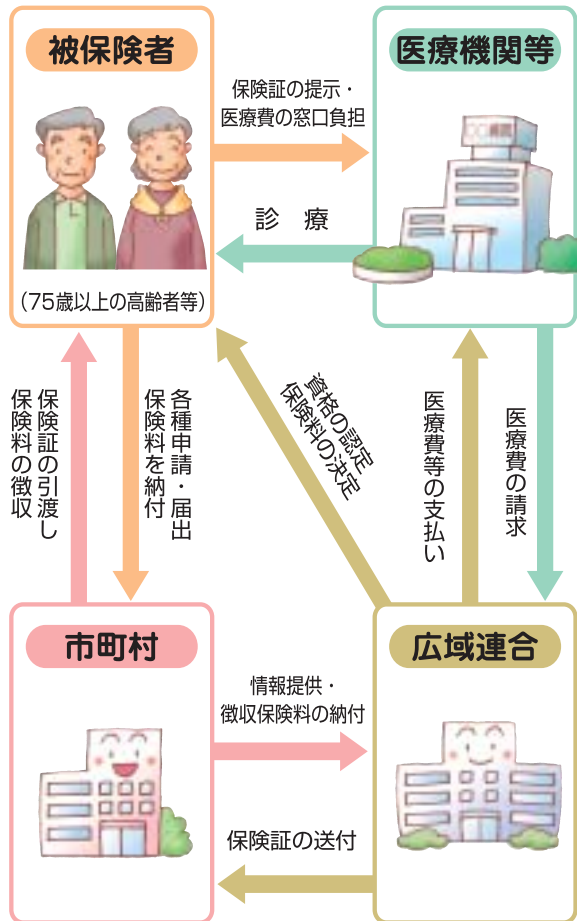


## 市町村が行うこと

- 保険証の引渡し
- 保険料の徴収
- 住所変更等の届出受理
- 給付等の申請受付



## 後期高齢者医療制度のしくみ



# ●保険料 ※制度の見直し等により内容が変更となる場合が

- ・被保険者（加入者）一人ひとり全員に、納めていただきます。
- ・保険料額は、次の方法を組み合わせて個人ごとに決まります。
- ・保険料を決める基準（保険料率）は、2年ごとに設定され、お住まいの市町村を問わず、秋田県内で均一となります。

## 保険料の決め方

### 秋田県における保険料（年額）

平成20年4月から

保険料

=

均等割額

被保険者一人当たり

38,426円

+

所得割額

所得×所得割率

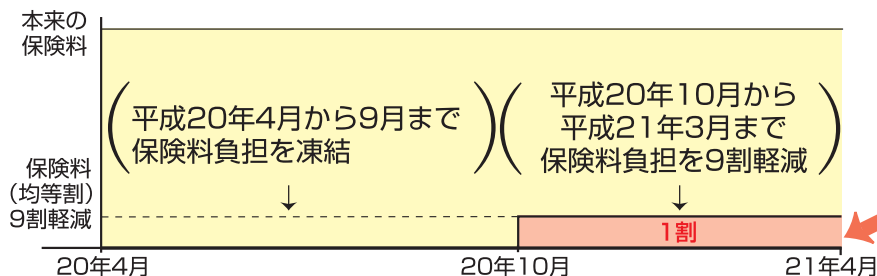
7.12%

※保険料については、100円未満切捨て。

※限度額は50万円です。

## 制度加入前に社会保険等の被扶養者であった方は保険料の特別措置があります。

- ・新たに保険料を負担することになる「社会保険、健康保険や共済組合の被保険者の被扶養者」であった方は制度への加入時から2年間均等割額が5割軽減され、所得割額は課されません。
- ・平成20年4月から9月までは徴収が凍結され、10月から平成21年3月までは均等割額が9割軽減されます。



平成20年度の  
保険料  
1,900円

※国保や国保組合に加入されていた方には適用されません。

があります。

## 保険料の軽減

所得の低い世帯の方は、世帯主及び被保険者の所得に応じて保険料の均等割額が軽減されます。

総所得金額等が下記の基準を超えない世帯	軽減割合(軽減後の均等割額)
基礎控除額 (330,000円)	<b>7割</b> (11,500円)
基礎控除額 (330,000円) + 245,000円 × 被保険者の数 (世帯主である被保険者を除く)	<b>5割</b> (19,200円)
基礎控除額 (330,000円) + 350,000円 × 被保険者の数	<b>2割</b> (30,700円)

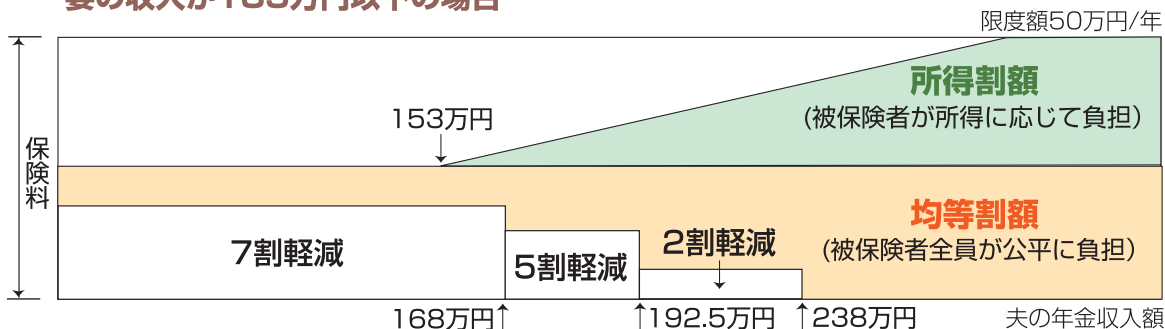
※総所得金額等とは各種控除(社会保険料控除等)を差し引く前の額です。

※65歳以上の公的年金受給者は、年金所得から15万円を控除して軽減判定されます。

※後期高齢者医療制度の被保険者でない世帯主の所得も軽減判定の対象となります。

※軽減判定は4月1日(4月2日以降新たに加入した場合は加入した日)の世帯の状況で行います。

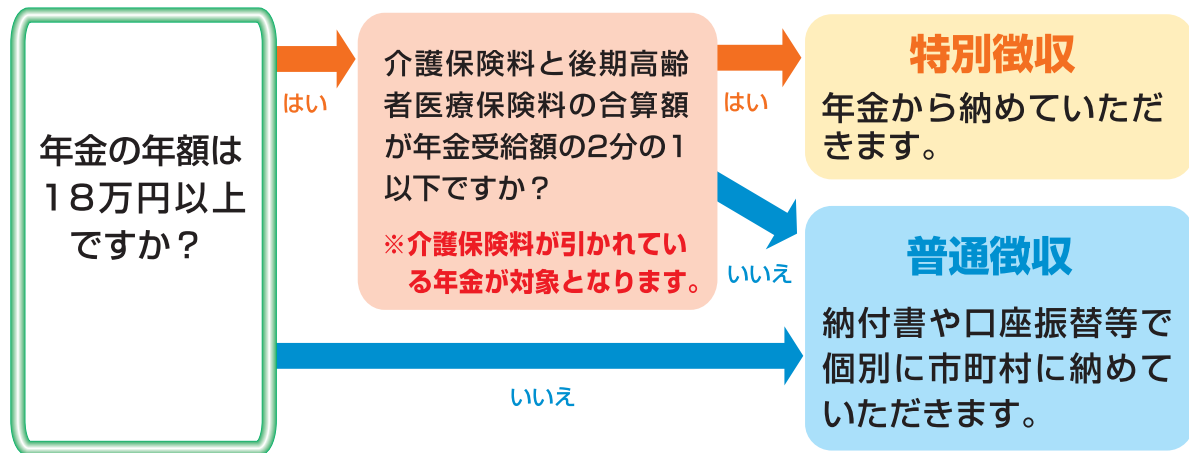
**例** 夫婦2人世帯でともに後期高齢者であり、世帯主である夫の収入が年金収入のみ、妻の収入が135万円以下の場合



※金額は、夫婦2人世帯における夫の年金収入の額であり、妻の年金収入額が135万円以下の場合にのみ当てはまるものです。

## 保険料の納め方

- ・保険料の納付方法は、原則として年金（年額18万円以上の方）から納めていただきます。（特別徴収）
- ・年金額が年額18万円未満の方や介護保険料と後期高齢者医療保険料の合算額が年金受給額の2分の1を超える方は、納付書や口座振替等によりお住まいの市町村へ個別に納めていただきます。（普通徴収）
- ・年度途中の加入や転入転出があった場合は、一時的に普通徴収となります。



## 保険料を滞納するとどうなるの？

災害等の特別な事情がなく保険料を滞納した場合は、通常の保険証よりも有効期間の短い保険証（短期被保険者証）や資格証明書が発行されることがあります。



**納付が困難なときは、お早めに市町村の担当窓口にご相談ください。**

## 保険料は大切な財源！

後期高齢者医療の費用のうち、みなさんが医療機関等で支払う窓口負担を除いた分は、

- ①国や県、お住まいの市町村が公費として約5割を負担します。
- ②74歳以下の方々も支援金として約4割を負担します。
- ③75歳以上の方から約1割に当たる額を保険料として負担していただきます。

保険料は、後期高齢者医療制度を支える大切な財源です。

### 後期高齢者医療制度の財源内訳

#### 窓口負担分を除いた医療費

① 公費（国・県・市町村）  
約5割

② 後期高齢者支援金  
（74歳以下の方々の保険料）  
約4割

③ 保険料  
（75歳以上の方）  
約1割

医療機関で支払う窓口負担分

普通徴収の方は、

### 保険料の納付は口座振替が便利です

- ・保険料は、あなたの口座から自動的に引き落とされますので、納め忘れがありません。
- ・納期ごとに納めに行く手間が省けます。
- ・1度手続きをすれば、翌年以降も自動的に振り替えられます。

### 口座振替の申込み手続きに必要なもの

預金通帳

通帳届け出印

保険料の納付書



※上記のものを持って市町村指定の金融機関で「口座振替依頼書」に必要事項を記入して申込みます。

詳細についてはお住まいの市町村へお問い合わせください

### 【お問い合わせ先】

お住まいの市町村後期高齢者医療担当課

または

秋田県後期高齢者医療広域連合

〒010-0951 秋田市山王4丁目2-3

秋田県市町村会館1階

【業務課】 TEL.018-853-7155

【総務課】 TEL.018-838-0610

FAX.018-838-0611

ホームページ <http://www.akita-kouiki.jp/>

※今後、政省令等の公布により内容が変更になる場合があります。